

(第1回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 8 年 1 月 2 9 日
契 約 業 者 名	宮下工業 (株)
契 約 業 者 の 住 所	前橋市石倉町 5 - 1 4 - 9
工 事 の 名 称	R 7 国道 1 7 号新三国大橋橋梁補修工事
工 事 場 所	自) 群馬県利根郡みなかみ町猿ヶ京温泉 至) 群馬県利根郡みなかみ町吹路
工 事 種 別	橋梁補修工事
工 事 概 要	本工事、国道 1 7 号新三国大橋において、橋梁補修工事を行うものである。 橋梁補修工 支承取替工 2 基 断面修復工 1 . 3 5 m 2 橋梁付属物工 伸縮装置補修工 1 4 m 現場塗装工 3 0 m 2 仮設工 1 式
工 期 (自)	令和 7 年 6 月 1 1 日
工 期 (至)	令和 8 年 3 月 1 2 日
変 更 前 の 契 約 金 額	1 5 6 , 4 2 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 金 額	+ 7 , 3 7 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	1 6 3 , 7 9 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 理 由	1 . 法師大橋の応急処理工 法師大橋が橋梁定期点検において、健全度Ⅳ相当 (緊急措置段階) と判断されたため、緊急措置として、直近で類似作業を予定していた本工事で、応急復旧を行うこととした。 2 . 工期 上記事由に伴い、工期を 3 5 日間延伸し、令和 8 年 3 月 1 2 日までとする。

(第2回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 8 年 3 月 1 0 日
契 約 業 者 名	宮下工業 (株)
契 約 業 者 の 住 所	前橋市石倉町 5 - 1 4 - 9
工 事 の 名 称	R 7 国道 1 7 号新三国大橋橋梁補修工事
工 事 場 所	自) 群馬県利根郡みなかみ町猿ヶ京温泉 至) 群馬県利根郡みなかみ町吹路
工 事 種 別	橋梁補修工事
工 事 概 要 (変更した内容について 記述する)	本工事、国道 1 7 号新三国大橋において、橋梁補修工事を行うものである。 橋梁補修工 支承取替工 2 基 断面修復工 1 . 3 5 m 2 橋梁付属物工 伸縮装置補修工 1 4 m 現場塗装工 3 0 m 2 仮設工 1 式
工 期 (自)	令和 7 年 6 月 1 1 日
工 期 (至)	令和 8 年 6 月 3 0 日
変 更 前 の 契 約 金 額	1 6 3 , 7 9 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 金 額	+ 6 7 , 6 5 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	2 3 1 , 4 4 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 理 由	1. 相生橋の補修 1) 桁端改造 破断等の重大な損傷がある支承周辺の主桁の一部を切断し、同じ形状に加工した部材を取り付ける。 2) 仮設補強 桁端改造で主桁の一部が欠損した状態でも主桁の耐力が確保できるように仮設材で補強する。 3) 支承取替 腐食した支承の交換を行う。 4) 縁端拡幅 主桁受け替え点を確保するために、下部工の縁端拡幅を行う。 5) 伸縮継手補修 支承付近への漏水対策として、伸縮継手排水装置の補修を行う。 2. 工期 上記事由に伴い、工期を110日間延伸し、令和8年6月30日までとする。

(第3回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 8 年 6 月 2 4 日
契 約 業 者 名	宮下工業 (株)
契 約 業 者 の 住 所	前橋市石倉町 5 - 1 4 - 9
工 事 の 名 称	R 7 国道 1 7 号新三国大橋橋梁補修工事
工 事 場 所	自) 群馬県利根郡みなかみ町猿ヶ京温泉 至) 群馬県利根郡みなかみ町吹路
工 事 種 別	橋梁補修工事
工 事 概 要	本工事、国道 1 7 号新三国大橋において、橋梁補修工事を行うものである。
工 期 (自)	令和 7 年 6 月 1 1 日
工 期 (至)	令和 8 年 1 2 月 2 5 日
変 更 前 の 契 約 金 額	2 3 1, 4 4 0, 0 0 0 円 (税込み)
変 更 金 額	± 0 円 (税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	2 3 1, 4 4 0, 0 0 0 円 (税込み)
変 更 理 由	1. 施工計画の見直し 新三国大橋の支承取替工の支承制作期間が当初より 2 か月延伸したため、工事の一部一時中止を行った。また、相生橋についても、支承取替工の支承制作を行った。これに伴い、新三国大橋および相生橋において、施工計画全体の見直しを行った。 2. 工期 上記事由に伴い、工期を 1 7 8 日間延伸し、令和 8 年 1 2 月 2 5 日までとする。